総務省　規制の事前評価書
（電気通信主任技術者の配置要件の見直し）

所管部局課室名：総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
電話：03－5253－5862
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：shisutemuka@soumu.go.jp
評価年月：平成21年８月31日

１　規制の目的、内容及び必要性

（１）現状及び問題点

電気通信主任技術者は、国家資格を有する者[1]から事業用電気通信設備[2]を設置する電気通信事業者が選任するものであり、当該設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督を行っている。

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者(登録電気通信事業者[3]及び当該設備を設置する届出電気通信事業者）は、業務区域が複数の都道府県にまたがっているかいないかに関わらず、原則、当該設備を直接管理する事業場[4]ごとに電気通信主任技術者を選任しなければならない。（当該制度は昭和60年に発足。関係規定：電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第45条第１項、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第３条）

当該制度発足時は、各都道府県に１カ所は事業用電気通信設備を直接管理する事業場が存在する状況にあり、業務区域が複数の都道府県にまたがるような電気通信事業者の場合には、電気通信主任技術者は少なくとも都道府県の単位ごとに配置されていたところである。

しかし、昨今の技術の進展に伴うネットワークのＩＰ化[5]により、例えば交

---

1 国家資格を有する者とは、国家資格である電気通信主任技術者資格を有する者。資格の取得は、年２回実施される国家試験に合格するほか、総務大臣から認定を受けた養成課程を修了すること等により得られる。

2 事業用電気通信設備とは、電気通信事業のために用いる電気通信設備（例えば、交換機、ケーブル、通信用電力装置等）

3 登録電気通信事業者とは、一定の規模を超える電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備）を設置する事業者をいう。なお、一定の規模を超えることなく電気通信役務を提供する電気通信事業者を届出電気通信事業者という。

4 事業場とは、電気通信事業に関わる事務所、ネットワークの監視を行うセンター等の場所をいう。

5 ネットワークのＩＰ化とは、従来の交換機を用いた公衆電話網から、IP（Internet Protocol）という通信プロトコルを用いたIPネットワークへの移行のこと。送受信するデータ全体を一定の長さの小さいデータ片（パケット）に分割し、それぞれのデータ片に送り先を示す情報（IPアドレス）などを付加してデータのやりとりを行う。これにより、通信回線を占有することなく、多くの利用者で効率的に回線を利用できるようになる。

換機がルーターに置き換わるなど、設備１台あたりの処理能力が格段に向上したこと等により、ネットワークを集中監視することが可能となっており、法令の配置要件上も技術的にも全国を１カ所の集中監視する事業場で管理することが可能となっている。このため、これまで都道府県ごとに選任されていた電気通信主任技術者の選任が、現在では、監督の範囲が拡大し、集中監視を行う主要な事業場への選任に集約化されてきている。

反面、ＩＰ化の進展は昨今多発するネットワーク障害の要因となっており、更に、ＩＰ化に伴い設備の処理能力が増加し複雑化したことにより、障害が発生した場合の影響が広範囲かつ長時間化する傾向にある。（近年の大規模なＩＰ系サービスの障害事例としては、200 万以上の加入者の電話に不通の影響が及んだ事例や、障害の復旧までに延べ 30 時間以上を要した事例等がある。）

（２）規制の改正の目的・内容及び必要性

ＩＰ化の進展により電気通信主任技術者の監督範囲が拡大傾向にある一方で、障害の発生件数が増加し、障害が発生した場合の影響が広範囲かつ長時間化していことから、障害を未然に防ぐための管理体制や迅速対応が可能な体制を整備する必要がある。

今般の改正省令案は、かかる事態の改善のため、当該設備の技術的監督を行う電気通信主任技術者の配置要件を見直し、現行の配置要件のほか、業務区域が複数の都道府県にまたがるような登録電気通信事業者（現状、約 140 社）に対して、原則として当該設備を設置する都道府県ごとに電気通信主任技術者を配置するよう義務づけるものである。（ただし、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内又は当該管轄区域と隣接する都府県において、複数の都府県（沖縄県を除く。）の電気通信主任技術者を兼任可能とするなどの措置を講ずることとしている。）

これにより、これまで設備はあるが事業場の無かったような地域にも電気通信主任技術者が配置されるようになるなど、地理的により細やかに電気通信主任技術者による監督が行われるようになり、また、障害発生時には現場により近いところで、現場との連携を密にして復旧にあたることができるようになるなど、電気通信主任技術者による設備の監督が強化されることで、障害発生の未然防止や障害発生時の復旧の早期化が図られ、ネットワークの安全・信頼性が向上するという効果が期待できる。

２　規制の費用

（１）遵守費用

業務区域が複数の都道府県にまたがるような電気通信事業者の場合であっ

て、本改正により新たに設けられる配置要件を現状において満たしていない電気通信事業者にあっては、新たに電気通信主任技術者資格保有者から電気通信主任技術者を選任する必要があることから、次のようなコストが発生すると考えられるものの、アウトソーシング先の資格者を電気通信主任技術者として選任することが従来より可能であり、また、一定の要件を満たしていれば地方総合通信局の管轄区域内又は当該管轄区域と隣接する都府県において、複数の都府県（沖縄県を除く。）の電気通信主任技術者を兼任可能とする措置を講ずることとしており、電気通信事業者にとって必ずしも負担の大きいものではないと考えている。

①自社の社員から電気通信主任技術者を選任する場合

ア　自社に新たに選任する電気通信主任技術者資格保有者がいない場合

資格保有者の確保のために、電気通信主任技術者試験（受験料：18,700円）の受験等による資格取得の費用が発生する。

イ　新たに資格保有者を雇用し選任する場合

資格保有者を必要数雇用するための費用が発生する。１人当たりの雇用にかかるコストは企業の規模等によって大きく異なるため、一律に幾らとは言えないが、１人当たり年間数百万円単位の費用が発生する。

②アウトソーシング先の資格保有者を選任する場合

事業用電気通信設備の保守業務等をアウトソーシング先に委託している場合で、アウトソーシング先の社員を電気通信主任技術者として選任する場合には、選任にかかる契約の費用が発生すると考えられる。しかしこの場合、既に委託契約を交わしている相手であるため、特に追加の費用が発生しないことも考えられる。

なお、電気通信事業者のうち９割以上が保守等の何らかの業務をアウトソーシングしており（平成 20 年度総務省調べ）、多くの電気通信事業者がよりコスト負担の少ない②の方法を選択することが想定される。

（２）行政費用

本改正に伴って、新たな配置要件が課されることとなる電気通信事業者から、新たな配置要件にかかる電気通信主任技術者の選任の届出が出されることとなるため、その処理のための事務的負担は増加するが、新たな金銭的負担は発生しない。

３　規制の便益

本改正によって、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督が強化され、これまで未然に防ぐことができなかった障害を防ぐことや、発生した障害に対してより迅速に対処できることが可能となるなど、ネットワークの安全・

信頼性の向上が図られることが期待され、その メリットを広く国民が享受できることとなるものと考えられる。

４　政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

本改正により一部の電気通信事業者にとっては費用負担が発生するものの、障害の未然防止及び障害発生時の迅速な対応が可能な体制を整備するには必要な措置である。また、国民にとって日常生活に欠くことのできないライフラインである通信の障害発生件数の減少及び障害発生時の復旧時間の短縮によって、通信をより安心・信頼して利用できるようになる。以上により、新たに見込まれる便益の方が、上述の費用よりも大きいと考えられる。

５　有識者の見解その他関連事項

本改正案は、平成 19 年度情報通信審議会答申（諮問第 2020 号「ネットワークのＩＰ化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち情報通信ネットワークの安全・信頼性対策に関する事項（一部答申））[6]において提言された事項を踏まえたものである。また、平成 20 年度に開催したＩＰネットワーク管理・人材研究会（有識者、主要電気通信事業者、関係団体等が構成員として参加）において取りまとめられた報告書[7]においても、当該制度導入の必要性の高さについて言及している。なお、この情報通信審議会答申及び研究会の報告書取りまとめの際に実施した意見募集において、反対意見の提出はなかった。

６　レビューを行う時期又は条件

当該制度を導入後、技術の発展等により、状況の変化があった場合には、適宜見直しの検討を行う。

---

6 参考 URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000033809.pdf
7 参考 URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000009918.pdf